

国立大学法人東京医科歯科大学教育用シミュレーション教材

取扱規則

平成24年11月30日
規則第106号

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、研究者等が創作した著作物である教育用シミュレーション教材の取扱いについて、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するもののほか、本学において必要な事項を規定し、研究者等の教育用シミュレーション教材の著作者としての権利を保障するとともに、教育用シミュレーション教材の作成及び利用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規則において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「教育用シミュレーション教材」とは、教育用に使用する目的で、本学において研究者等が「医歯学シミュレーション教育システム」を用いて創作した著作物をいう。
- (2) 「認定教材」とは、教育用シミュレーション教材であって、本学の内外での利用を図るために統合教育機構が認定した教材をいう。
- (3) 「学内教材」とは、教育用シミュレーション教材であって、本学の内部でのみ利用することを前提として創作された教材（本学の規則等を指導・教育するための教材、本学内での利用を前提として利用許諾された著作物を素材の一部に含む教材等）をいう。
- (4) 「内部委員会」とは、統合教育機構が本規則に規定する認定等の対応を委託した委員会をいう。
- (5) 「研究者等」とは、次のア～ウに掲げる者をいう。
 - ア 本学が雇用している教員、職員、特別研究員及び博士研究員等（非常勤的な雇用形態にある者を含む。）
 - イ 本学と研究に関する契約関係にある客員教授、博士研究員及び外国人研究者等（アに該当する者を除く。）
 - ウ ア又はイに該当する者に協力して創作した著作物について、別紙様式1の「著作物の利用許諾に関する同意書」により、著作物が本規則で規定する教育用シミュレーション教材に準じた扱いとなることを了承する者

(権利の帰属)

第3条 教育用シミュレーション教材の著作権は、著作者である創作した研究者等に帰属する。ただし、認定教材の電子配信用データ（電子配信に適する、LMS（学習管理システム）等に応じたフォーマットへの変換成果物及び作成途中の中間生成物を含む。）に関する権利は、本学に独占的に帰属するものとする。

(権利の譲渡等)

第4条 著作者は、相続の場合を除き、内部委員会の事前の同意を得なければ、自己の所有する教育用シミュレーション教材の著作権を本学以外の第三者に譲渡することができない。

2 著作者は、内部委員会の事前の同意を得なければ、自己の所有する教育用シミュレーション教材の著作権を本学以外の第三者に利用許諾することができない。

第2章 教育用シミュレーション教材の取扱

(著作者等による利用)

第5条 著作者は、自己が創作した教育用シミュレーション教材を本学の内外（学内教材は本学の内部のみ）で、自らが担当する授業等で利用することができる。ただし、当該利用後内部委員会に対し、速やかに教材名、授業等名、利用対象者を報告しなければならない。

2 著作者でない研究者等は、教育用シミュレーション教材を本学の内部のみで、自らが担当する授業等で利用することができる。ただし、当該利用後内部委員会に対し、速やかに教材名、授業等名、利用対象者を報告しなければならない。

3 著作者でない研究者等が、教育用シミュレーション教材を本学の外部で、自らが担当する授業等で利用するときは、教育用シミュレーション教材の紹介のみの場合を除き、事前に内部委員会の同意を得なければならない。ただし、学内教材は、本学の外部で利用することができない。

(本学への利用許諾)

第6条 著作者は、統合教育機構における認定教材の認定と同時に、本学に対し、日本を含むすべての国と地域において、本学が認定教材を利用する権利を無償で許諾するものとする。この場合、本学は、次の(1)～(5)に掲げる手段及びその他のあらゆる手段（将来開発されるいかなる媒体及び技術によるものをも含む。）により、認定教材の全部又は一部（どの部分を利用するかは内部委員会が決定できる。）を利用することができる。なお、下記の(1)(2)(3)を総称して、または個別に、以下「電子配信」といい、電子配信においては、配信にあたって必要となる加工、改変等を行うことを含むものとする。

(1) 【公衆送信】

インターネット等を利用し、公衆に送信して頒布すること（認定教材のデータをダウンロード配信すること及びホームページ等に掲載し、閲覧させることを含む。）

(2) 【電子媒体】

DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む。）に記録したパッケージ製品として複製し、頒布すること

(3) 【データベース】

データベースに格納し、検索・閲覧に供すること

(4) 【二次利用等】

認定教材を口述利用又は点字利用すること（自動音声読み上げ機能、自動点字翻訳機能その他による音声化、点字化利用を含む。）、また、複写、貸与、翻訳、ダイジェスト、映像作品への翻案、放送、録音（オーディobookを含む。）、録画など、上記の(1)(2)(3)を除くあらゆる利用を行うこと（将来開発されるいかなる媒体及び技術によるものをも含む。）

(5) 【その他】

内部委員会において必要と認定された態様で利用すること

(第三者への再利用許諾等)

第7条 著作者は、本学による前条の利用に関し、本学が第三者に再利用許諾又は再利用許諾の委託（以下「再利用許諾等」という。）をし、かかる再利用許諾等に際して当該第三者を本教材の「発売元」等に指定し、対外的にもそのように称させること、および、当該第三者が別の第三者に再利用許諾等をし、かかる再利用許諾等に際して当該別の第三者を本教材の「総販売代理店」等に指定し、対外的にもそのように称させることを承諾する。

(利用許諾の期間)

第8条 第6条に規定する本学への利用許諾の期間及び前条に規定する第三者への再利用許諾等の期間は、いずれも認定教材の著作権の保護期間の全期間とする。

(再利用許諾等の対価)

第9条 第7条の規定に基づいて本学が有償で第三者に再利用許諾等をし、当該第三者から本学に対価が支払われた場合、本学は、著作者に対し、当該第三者から本学に支払われる対価の50%を支払う。ただし、著作者が複数であるときは、各著作者の創作の寄与率に基づいて配分し、当該寄与率が不明なときは、予め定められた筆頭著作者の判断に基づいて配分する。

(著作者の異動などに伴う支払い)

第10条 著作者は、異動、転職、退職後も、前条に規定する対価の支払いを受ける権利を継続して有する。ただし、著作者の連絡先に変更があったときは、変更後速やかに新たな連絡先を届け出るものとする。

2 著作者が死亡した場合には、その相続人が前条の対価の支払いを受ける権利を相続する。この場合において、相続人は、相続後速やかに連絡先を届け出るものとする。

3 著作者又はその相続人が、第1項又は前項に規定する連絡先を届け出なかった場合には、前条の対価の支払いを受ける権利を放棄したものとみなす。

第3章 著作者人格権

(改変等)

第11条 著作者は、本学又は本学が再利用許諾等をした第三者（以下「本学等」という。）が認定教材を利用するにあたり、その利用態様に応じてサイズ及び色調を変更すること、並びに一部を削除することを承諾する。

2 著作者は、本学等が電子配信その他電子的に利用するために必要な範囲において、また、適用法令若しくは業界の自主ルールに適合させるために、認定教材に加工、改変等（本教材の一部を分離又は分割して利用すること含む）を行うこと、及び見出し、キーワード等を付加することを承諾する。

3 本学が、教育内容等の変化又は医学的知見や技術の進歩等に伴う認定教材の内容の変更（第1項又は前項に規定するものを除く）、当該内容の変更に伴う著作者の変更（追加又は削除）、認定教材の題号の変更を行う場合、内部委員会は、変更される認定教材の著作者（著作者が複数であるときは各著作者）の事前の同意を得るものとする。

4 本学が、認定教材の一部を利用して別の新たな教育用シミュレーション教材を作成する場合、内部委員会は、利用される認定教材の著作者（著作者が複数であるときは各著

作者)の事前の同意を得るものとする。この場合、新たに作成された教育用シミュレーション教材は、利用された認定教材の著作者(著作者が複数であるときは利用された内容に応じた全部又は一部の著作者)をも含む共同の著作物であり、第2条(2)に定義された認定教材であるとして、本規則を適用する。

- 5 著作者は、第3項又は前項に規定する同意をしたとき、認定教材の変更又は新たな教育用シミュレーション教材の作成に必要な協力を行うものとする。

(著作者の表示)

第12条 著作者は、本学が認定教材を利用するにあたり、内部委員会が適切と判断する範囲(表示の有無、表示方法等を含む。)で著作者を表示することを承諾する。この場合、本学は、著作者が複数であるときは、各著作者に代表させて筆頭著作者のみを表示することができる。

第4章 雑則

(著作者の異動などに伴う取扱い)

第13条 著作者が、本学から異動、転職、退職した後に、自己が創作した教育用シミュレーション教材を改変した場合、研究者等が、本学から異動、転職、退職後に、本学において創作中であった教育用シミュレーション教材を完成させた場合、その著作者は、改変又は完成後速やかにその事実及びその内容を届け出るものとする。この場合、内部委員会は、改変又は完成された教育用シミュレーション教材の取扱いを著作者と協議するものとする。

- 2 本学に異動、転職した著作者が、自己が創作した教育用シミュレーション教材を本学で改変した場合、本学に異動、転職した研究者等が、創作中であった教育用シミュレーション教材を本学で完成させた場合、その著作者は、改変又は完成後速やかにその事実及びその内容を届け出るものとする。この場合、内部委員会は、改変又は完成された教育用シミュレーション教材の取扱いを著作者と協議するものとする。

(事務)

第14条 本規則に関する事務は、規則の内容に応じ、学術情報課又は産学連携研究センターが行う。

(その他)

第15条 本規則に規定するもののほか、教育用シミュレーション教材の取扱いに関して必要な事項は、統合教育機構及び産学連携研究センターが別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

様式 1

平成 年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学
統合教育機構長 殿

著作物の利用許諾に関する同意書

私は、東京医科歯科大学の研究者等である_____に
協力して「医歯学シミュレーション教育システム」を用いて創作した著作物である
_____について、
東京医科歯科大学教育用シミュレーション教材取扱規則で規定する教育用シミュレーショ
ン教材に準じた扱いとなることを了承致します。

現所属先名 : _____

職 名 : _____
(学生の場合は学年) _____

現 住 所 : _____

氏 名 : _____ 印